

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則【教育委員会中央図書館奉仕課】

2

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年7月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第46号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北九州市条例第26号）の施行期日は、平成29年10月2日とする。